

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）  
分担研究報告書

高次脳機能障害者・児の障害福祉サービス等利用に関する調査

研究分担者：今橋久美子 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 研究員

研究要旨

高次脳機能障害者・児が障害福祉サービス等を利用する上で生じている具体的な問題点を明らかにするために、全国の高次脳機能障害支援拠点機関を対象に調査した。支援拠点機関 103 か所のうち 50 か所から調査票を回収した。高次脳機能障害者・児について、福祉サービスの利用が困難だった事例は 167 件あった。サービス利用困難理由は、制度に関するもの、事業所に関するもの、本人に関するもの、それらの組み合わせに関するものに分けられた。また、今後要望するサービスとして、移動支援や自動車運転の訓練・評価など 76 件挙げた。次年度は追加調査および利用困難事例の多いサービスについてヒアリングを行い、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルを作成する。

A．研究目的

高次脳機能障害者が各種障害福祉サービス等を利用する際の、障害特性に応じた対応について、調査及び分析を行い、実態に基づいた障害福祉サービス事業者向けの支援マニュアルを作成することにより、高次脳機能障害者への適切な支援につなげることがこの研究の目的である。

B．研究方法

全国の高次脳機能障害支援拠点機関（平成 30 年 4 月 1 日現在 103 か所）を対象に、調査票（別添 1）を配付し、障害福祉サービス利用の実態および支援ニーズを調査した。

（倫理面への配慮）

本研究は、所属する施設の倫理審査委員会の承認を経て実施した。個別調査ではインフォームドコンセントを徹底し、承諾を得た。対象者の個人情報等に係るプライバシーの保護ならびに如何なる不利益も受けないように十分に配慮した。

C．研究結果

支援拠点機関 50 か所から調査票を回収した。高次脳機能障害者・児について、福祉サービスの利用が困難だった事例は 167 件あった（表 1）。

表 1 サービス別利用困難事例数

サービス	事例数
就労継続支援 B 型	39
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	28
就労移行支援	21
移動支援	14
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	13
共同生活援助（グループホーム）	12
介護保険サービス	12
就労継続支援 A 型	10
居宅介護（ホームヘルプ）	6
短期入所（ショートステイ）	6
生活介護	6
地域活動支援センター	4
精神障害者保健福祉手帳	4
地域移行支援	2
放課後等ディサービス	2
重度訪問介護	1
行動援護	1
地域定着支援	1
上記に含まれないサービス	7

内訳は、就労継続支援 B 型に関するものが 39 件と最多であり、次いで自立訓練 28 件、就労移

行支援 21 件と、訓練等給付に関する課題が主であった。

サービス利用困難理由は、制度に関するもの、事業所に関するもの、本人に関するもの、それらの組み合わせに関するものに分けられた。主な理由を下記に示す。

#### 制度に関するもの

- 1) 休職中の当事者が復職のために就労系障害福祉サービスの利用を申請した。平成 29 年度障害福祉サービス報酬改定等に関する Q&A を参考に行政へ相談したが却下された。
- 2) 公務員が休職中に就労継続支援 B 型を利用して復職に向けてリハビリを行っていた。工賃が就労収入にあたるため、公務員法に沿って無給で利用していたが、市は利用者に工賃を支給しないのであればサービスの対象とならないという理由で受給者証の交付を取り消した。
- 3) 障害支援区分 4 以上でないと利用は難しいというグループホームがあった。
- 4) 通学時や 2 つの市をまたいでの移動支援は利用出来ないと言われた。

#### 事業所に関するもの

- 1) 送迎がない事業所が多く、公共交通機関が少ない地域では通所手段がない。
- 2) 事業所から高次脳機能障害に対応したプログラムや支援はしていないし、リハビリ専門職もいないので受入困難と言われた。
- 3) 記憶障害と衝動性の高さ、失語があり、高齢の両親では在宅支援が困難なため入所を希望したが、待機人数が多く、無断外出の可能性に対応できる人手もないという理由で断られた。
- 4) 小児が高次脳機能障害のリハビリを受けられる社会資源がなく、学校との連携

支援についての制度もない。

#### 本人に関するもの

- 1) 知的障害者が多い施設に見学に行ったところ、本人が「自分はこんな障害者じゃない」と怒り出した。
- 2) 本人の希望により自宅近くの就労移行施設通所を開始したが、体調不良等が続き自宅に引きこもるようになる。

#### それらの組み合わせ

- 1) 本人の易怒性が高く、他の利用者とトラブルになり、事業所から利用を断られた。
- 2) 記憶障害のため施設のルールが守れず、職員との関係が悪化して退去を迫られた。

また、今後要望するサービスとして、移動支援や自動車運転の訓練・評価など 76 件挙げた。

多かった要望は、「移動支援の拡充」「現行サービスの拡充」「自動車運転の訓練・評価」「リハビリの継続」「社会参加の場所」「障害に特化したサービス」「児童へのサービス」「休職中の支援」「事業所への啓発」であった(表 2)。

#### D. 考察

本調査の結果、高次脳機能障害者・児の障害福祉サービス等利用困難理由および今後要望するサービスが明らかとなった。サービス利用困難理由は、制度に関するもの、事業所に関するもの、本人に関するもの、それらの組み合わせに関するものに分けられた。

休職中の利用に関して、平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A (平成 29 年 3 月 30 日)において、「一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の条件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えない」ということになった。(条件)

当該休職者を雇用する企業、地域における  
就労支援機関や医療機関等による復職支援  
(例:リワーク支援)の実施が見込めない場合、  
又は困難である場合

休職中の障害者本人が復職を希望し、企業  
及び主治医が、復職に関する支援を受けること  
により復職することが適当と判断している場合

休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サ  
ービスを実施することにより、より効果的かつ  
確実に復職につなげることが可能であると市区  
町村が判断した場合

今回の調査の結果、上記の事項について、必  
ずしも運用が十分に行われていないことが明ら  
かとなった。

#### E. 結論

初年度は、予定通りに調査を実施した。次  
年度は追加調査および利用困難事例の多いサ  
ービスについてヒアリングを行い、高次脳機  
能障害の障害特性に応じた支援マニュアルを  
作成する。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権の出願・取得状況 なし